盛岡広域振興局長告示第66号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年11月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330133117	盛岡市	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15番地1	平成22年5月31日

2 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330133117	盛岡市	盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15番地1	平成22年5月31日